

南條郡

〔續日本紀光仁十六〕寶龜十一年十二月甲午、越前國丹生郡小虫、神爲幣社焉。

〔古今類聚越前國志南條郡〕舊丹生郡ナリ、後割テ一郡トス、敦賀郡ノ東北ニアリ、南ハ近江、美濃ニ接シ、東南ハ今立郡ニ界シ、西ハ海ニ際リ、北ハ丹生郡ニ界ス、

〔越前國名蹟考南條郡〕素良按ずるに、當國もと六郡にして、延喜式、或和名鈔等に、南條郡の名目無之、且和名鈔には國府を丹生郡に載たり、後世丹生郡の南を割て、南條郡を置れし時、府はこの郡に屬したれども、今時世上に流布する書に、丹生郡に府を記したるは、和名鈔に本づく故なり、略

今立郡
今南西郡
今南東郡
今北東郡

〔古今類聚越前國志今立郡〕丹生、南條二郡ノ東ニアリ、東ハ大野ニ界シ、南ハ美濃國冠山ニ接シ、北ハ足羽郡ニ連ル、

〔越前國名蹟考今立郡〕素良按ずるに、何の比か、當國六郡を割て十二郡とせし時、此郡分て三郡とす、所謂今南西郡、今南東郡、今北東郡是なり、朝倉時代の文書に、此郡號見えたり、寛文四年甲辰五月、一國八郡と成し節、三郡併せて今立一郡に復す、

〔日本紀略淳和〕弘仁十四年六月丁亥、越前國言上、丹生郡管郷十八、驛三、割九郷一驛、更建一郡、號今立郡、略以地廣人多也、

〔三代實錄清和〕貞觀八年八月七日己卯、越前國今立郡大領外正六位上生江臣氏緒、授借外從五位下、以獻稻十萬束充公用也、

足羽郡

〔古今類聚越前國志足羽郡〕今立郡ノ北ニアリ、東ハ大野郡、西ハ丹生郡、北ハ吉田郡ニ界ス、本國ノ中央ナリ、

〔越前國名蹟考足羽郡〕素良按ずるに、當國中頃十二郡となれる時、此郡も南北二郡となれり、寛文四年甲辰、御領知御判物八郡となりし節より、併て一郡に復す、